

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書(6)
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 川村 一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3 - 4 - 1 新国際ビル9階 祝田法律事務所
【報告義務発生日】	令和7年5月7日
【提出日】	令和7年5月14日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと、当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	B E E N O S株式会社
証券コード	3666
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド(Asset Value Investors Limited)
住所又は本店所在地	英国ロンドン市、キャベンディッシュ スクエア2
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和60年1月28日
代表者氏名	ジョー・パウエルンフロイント (Joe Bauernfreund)
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村 一博
電話番号	03-5218-2084

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和7年3月31日現在）	V	13,608,995
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		9.03

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内 外 取引の 別	取得又 は 処分の 別	譲渡の相手方	単価
令和7年5月7日	普通株式	1,228,416	9.03	市場外	処分	LINEヤフー株式会 社	4,000円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、LINEヤフー株式会社（以下「買付者」）との間で、提出者が運營業務を受託するファンドが所有する発行者の普通株式1,191,116株について、買付者が2024年12月19日に公表した公開買付け（以下「本公開買付け」）に応募する旨の公開買付け応募契約（以下「本応募契約」）を同日付で締結した。本応募契約において、発行者株式の応募の前提条件は存在しない。本応募契約において、買付者及び提出者は、以下の内容を合意している。

(a) (i) 発行者の株式の市場価格が本公開買付け価格を上回る場合において提出者が株式市場での売却を希望する場合、又は(ii) 買付者以外の第三者から、本公開買付け価格を一定程度上回る金額に相当する買付け価格による対抗公開買付けが開始された場合又は対抗公開買付けを行うことを約する法的拘束力ある具体的な書面による提案が発行者になされた上で当該提案の内容及び対抗公開買付けの開始を予告する旨が当該提案者若しくは発行者から公表された場合には、提出者は、売却を希望する都度、買付者に対し協議を申し入れ、当該協議の申し入れの日から起算して5営業日を経過する日又は本公開買付けにおける公開買付け期間の末日のいずれか早い日まで買付者との間で誠実に協議するものとし、当該協議を経た場合、提出者は、本公開買付けへの応募を行わず又は当該応募を撤回し、応募対象株式を、(i) 株式市場において本公開買付け価格を上回る価格で売却することができ、(ii) 対抗公開買付けに応募することができる。

(b) 本応募契約締結日以降、決済開始日以前の日を権利行使の基準日とする発行者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における応募対象株式に係る議決権その他の権利の行使について、(i) 買付者の選択に従い、買付者の指示に従って当該権利行使を行い（行使済みの権利については、その内容を変更、撤回することを含む。）、又は(ii) 買付者若しくは買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある買付者の指定する様式及び内容の適式な委任状を交付して代理権を適法かつ有効に授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しない。

(c) 本応募契約締結日以降、買付者の事前の書面による承諾なしに、発行者の株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権その他の株主権を行使しない。

提出者は、本応募契約に基づいて本公開買付けに応募し、本公開買付けは2025年5月7日に公開買付け期間の満了により成立した。なお、本公開買付けの決済の開始日は2025年5月14日とされている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	0
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	0

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地